

竹田市立学校の教職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

竹田市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 7

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

2010年代前半から中盤にかけて、教職員の長時間勤務が常態化している現状が問題視され、その状況は未だ課題となっている。教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることが重要である。そうすることにより教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領が目指す理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。

公立学校の教職員については、正規の勤務時間外に行われる公立の義務教育諸学校等の教職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされている。しかし正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはない。こうした業務も含めて教職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

義務教育諸学校等の教職員の服務を監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令にのっとり教職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教職員の心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務がある。時間外在校等時間が特に長時間となっている教職員に対しては、より実効的な手立てを講ずる必要がある。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、業務を他の教職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要である。教職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）において新たに設けられた給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

## (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年7月に竹田市PTA連合会と連名で、「教職員の働き方改革の推進について」として、教職員の働き方改革の目的を共有し、教職員の勤務時間や学校の開錠時間を確認を行った。令和4年度からは夏休みに休暇が取りやすい環境を整備するため、TSH（竹田スクールホリデー）を取り入れた。また、休日の部活動を地域展開することにより、中学校の時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における時間外在校等時間の状況について、新型コロナウイルスが5類に分類された令和5年度以降は以下の通りであった。

### 【時間外在校等時間の状況】

年度	校種	年平均時間	月 45 時間を上回る 割合	月 80 時間を上回る 割合
令和5年度	小学校	23 時間 24 分	5.0%	0%
	中学校	38 時間 10 分	36.2%	0%
令和6年度	小学校	23 時間 41 分	2.2%	0%
	中学校	31 時間 29 分	15.5%	0%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が、中学校で多くなっている。部活動指導や生徒指導などの業務の負担要因であり、外部人材の活用を図ることによって、教職員の業務の遂行にあたって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- 新採用者や教頭の時間外在校等時間が多くなる傾向が見られることから、AIを含めて一層のICTの活用が求められる。また、校務分掌によって業務量の差が著しく大きくなることもあり、不公平感の是正を含めて見直しが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

### (1) 時間が在校等時間に関する目標

- ① R12年度までに、時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフバランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ② ストレス診断システムの質問項目、「働きがいのある仕事だ」の回答を4.0以上にする。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度

(竹田市長期総合教育計画と同様の期間を設定)

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ① 学校以外が担うべき業務

##### ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・竹田市PTA 連合会と協力して、学校の開錠時間7時20分の周知徹底を行う。
- ・青少年健全育成協議会や学校運営協議会、地域学校協働活動推進本部、スクールガード等と連携しながら、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、地域防犯パトロール隊が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

##### ◆ 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけで解決が難しい事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和9年度中に直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ◆ 文書管理、調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・令和10年度までに、校務支援システムの機能を活用することによって、回覧文書を電子決済できるようにし事務負担を軽減する。
- ・学校日誌を校務支援システム上に乗せることで、教頭業務の軽減を図る。

##### ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和12年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、12年度までに、すべての部活動に部活動指導員の配置を進める。

#### ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ◆ 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・令和9年度を目標に、中学校へ自動採点システムを導入し、採点作業や成績処理等に係る事

務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・教育委員会において、「いじめ・不登校等対策四者連絡会議（クローバー会議）」を毎月一回開催し、関係機関と学校との連携に関する情報共有を行うことで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

「いじめ・不登校等対策四者連絡会議（クローバー会議）」の参加者

・学校教育課（課長・指導主事），社会福祉課（家庭相談員・公認心理師），社会福祉協議会（相談支援員），スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー，NPO 法人 Teto カンパニー，地域児童生徒支援コーディネーター，教育支援センター相談員，適応指導教室指導員，大分県教育庁竹田教育事務所指導主事

## 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械設備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等において、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等において、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

## (2) 学校における措置の推進 . . . (資料参照)

○ 学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数（小4以上は年間で1086単位時間）を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・令和12年度までに、デジタル技術の活用により、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、教育委員会：17項目/21項目、学校：21項目/34項目に高める。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○ 教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して計画的な年休取得を促進する。
- ・長期休業等の期間中に週休日を含めて連続10日間程度の一斉閉庁期間（TSH：竹田スクールホリデー）の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、HP で公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している統合型校務支援システム「Te-Comp@ss」内の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、「大分県教育委員会教育行政用ポータルサイト」のストレス診断システムの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、校内安全衛生委員会や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

